

誓約書

京極町持続化支援金の申請にあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 京極町持続化支援金申請受付要項に記載の申請要件を全て満たします。
- 2 本支援金は国の「月次支援金」及び緊急事態宣言の適用に伴うその他の支援金と重複して受給できないことに同意します。
- 3 申請者は、「京極町持続化支援金」の申請要件等の内容を確認しており、申請書に記載する店舗の名称、住所、その他の記載事項、提出書類に間違いありません。
- 4 支給要件の申請等にあたり、追加書類の提出を求められた場合、速やかに応じます。
- 5 支給要件に該当しない事実や不正が発覚した場合、申請内容に虚偽があることが発覚した場合には、支援金の全額返還に応じるとともに、加算金の請求があった場合も応じることに同意します。また、京極町が事業者名を公表することに同意します。
- 6 京極町から申請内容について検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合は、これに応じます。
- 7 申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察署・他市町村・保健所等）の求めに応じて提供することに同意します。
- 8 申請者は、下記のいずれにも該当しません。

- (1) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。）第2条第1項第6号の暴力団員をいう。以下本項において同じ。）である。
- (2) 暴力団（法第2条第1項第2号の暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる。
- (4) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

令和3年 月 日

京極町長 梅田 禎氏 様

申請者住所

申請事業者名

代表者職氏名

印